

## 「岡山市協働のまちづくり条例」旧条例と改正条例の概要比較

	旧条例	改正条例	見直しのポイント
目的	非営利公益活動を支援し、豊かで活力ある地域社会の実現に寄与する。(1)	多様な主体の協働による社会課題解決に関する取組を推進し、持続可能な地域社会を実現する。(1)	★「非営利公益活動を支援する」目的を「多様な主体の協働を推進する」目的に見直した。
定義	「非営利公益活動」、「非営利公益活動団体」について定義(2)	「協働」、「多様な主体」、「地域の社会課題解決に関する取組」について定義(2)	
基本理念	非営利公益活動団体が豊かで活力ある地域社会の実現に寄与する役割を認識し、それぞれの責務と役割のもとに協働してまちづくりを進める。(3-1)  市が非営利公益活動団体を支援するにあたっては、非営利公益活動団体の自主性・自立性が尊重され、支援の内容及び手続が公平かつ公正で透明性の高いものでなければならない。(3-2)	—  —	★非営利公益活動への支援の原則ではなく、協働の原則を規定した。
協働の原則	—	多様な主体が協働して地域の社会課題解決に取り組むにあたっての原則 ①相互理解の原則 ②目的共有の原則 ③対等の原則 ④自主性及び自立性尊重の原則 ⑤公開の原則(4)	
役割・責務	【市民の役割】非営利公益活動に関する理解を深め、その活動に協力するよう努める。(5)  【非営利公益活動団体の役割】非営利公益活動の実施に努める。その活動が広く市民に理解されるように努める。(6)  【市の責務】非営利公益活動を促進する施策の実施に努める。(4)	【多様な主体の役割】地域づくりの当事者であり、地域の社会課題解決に取り組む主体であることへの理解を深め、協働して課題解決に関する取組を行うよう努める。(3)  【市の役割】多様な主体としての役割を担うとともに、多様な主体の協働による地域の社会課題解決に関する取組を促進する環境整備に努める。(5)	★非営利公益活動団体を中心とした役割規定を見直し、市を含む多様な主体の役割を規定した。
市の施策	—  非営利公益活動団体が市と協働してまちづくりを進めるための環境整備に資する支援の充実に努める。(7) ①特定非営利公益事業の指定(8)(9) ②特定非営利公益事業指定審議会の設置(10~14) ③特定非営利公益事業への支援措置 土地・施設等の無償貸与等支援措置(15~17)	市の協働推進施策 ①地域拠点機能の強化(6-1) ②人材育成(6-2) ③団体育成(6-3) ④課題、資源に関する情報共有(6-4) ⑤支援情報の提供(6-5) ⑥交流の場の提供(6-5) ⑦優れた取組の表彰(6-7)  ⑧市民協働モデル事業の指定と支援(7)	★特定公益活動団体への支援措置のみであった市の施策を改め、協働を推進するための市の施策と支援措置を規定した。
推進体制	—	①コーディネート機関の設置(8) ②あらゆる施策について、協働の実行可能性を検討(9) ③市への提案制度(10) ④庁内の推進本部と関係課への協働推進員の配置(11) ⑤多様な主体の議論の場としてのフォーラムの開催(12) ⑥啓発(13) ⑦協働推進計画の策定と検証・公表(14) ⑧協働推進委員会(審議会)の設置(15~20)	★協働を推進する体制を新たに規定した。

※( )の数字は条例の条項を示す。